

1.基本料金

看護小規模多機能型居宅介護サービス

事業所と同一の建物に居住されている方以外

該当	要介護区分	単位数	自己負担(1割)
☐	要介護 1	12,447単位	12,858円/月
☐	要介護 2	17,415単位	17,990円/月
☐	要介護 3	24,481単位	25,289円/月
☐	要介護 4	27,766単位	28,683円/月
☐	要介護 5	31,408単位	32,445円/月

利用料金 2026.7.1 現在 1単位10.33

2.各種加算料金 (1割負担の場合)

該当	加算の名称	単位数	自己負担	備考
☐	初期加算	30単位/日	31円/日	登録日から30日間
☐	認知症加算(Ⅲ)	760単位/月	785円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
☐	認知症加算(Ⅳ)	460単位/月	476円/月	要介護2以上であり、認知症日常生活自立度Ⅱの方
☐	若年性認知症利用者受入加算	800単位/月	827円/月	若年性の認知症の利用者を受入、個別に担当スタッフを定めた上で、個別の特性やニーズに応じたケアを行った場合に算定
☐	退院時共同指導加算	600単位/月	620円/月	病院等に入院中の方の退院時、看護師が在宅療養上必要な指導を行った場合に算定
☐	緊急時訪問看護加算	774単位/月	800円/月	利用者の同意を得て、緊急時における訪問及び宿泊を必要に応じて行う体制にある場合算定
☐	特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	517円/月	厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方に対し、計画的な管理を行った場合に算定
☐	特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	259円/月	
☐	ターミナルケア加算	2,500単位/月	2,583円/月	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合算定
☐	看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000単位/月	3,099円/月	医師の指示に基づく看護サービス実施割合、緊急時訪問看護加算の算定割合、特別管理加算割合、ターミナルケア実施人数等それぞれの要件を満たしている場合に算定する
☐	看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500単位/月	2,583円/月	
☐	訪問体制強化加算	1,000単位/月	1,033円/月	訪問員を2名/日以上配置、月に200回以上訪問している場合に算定
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640単位/月	662円/月	介護福祉士を介護職員の50%以上の割合で配置している場合に算定
☐	総合マネジメント体制強化加算	1,200単位/月	1,240円/月	サービス計画を多職種協働で適宜見直しを行い、他機関への情報提供を行う
☐	介護職員処遇改善加算(Ⅰロ) 17.7%	要介護度によって計算します		職場の環境要件を満たし、昇給の仕組、賃金改善、介護福祉士の配置をそれぞれ満たした場合に算定
☐	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	10円/月	介護現場の生産性を向上させるため継続的なテクノロジーを活用を支援する加算
☐	科学的介護推進体制加算	40単位/月	42円/月	体調やその他の心身の状況をアセスメントし評価、厚生労働省に提出します。適切かつ有効なサービス提供を行うために、情報を活用します。

3.医療保険の訪問看護を行う場合の減算

☐	医療保険訪問看護の減算	☐ 要介護1～3：925単位/月	☐ 要介護4：1,850単位 /月	☐ 要介護5：2,914単位/月
☐	医療保険訪問看護の減算(特別指示書)	☐ 要介護1～3：30単位/日	☐ 要介護4：60単位/日	☐ 要介護5：95単位/日

4.その他の料金(自費)

食費	朝食 400円 昼食 700円(おやつ込み) 夕食 500円
お弁当	500円/食
宿泊費	3,000円/泊
その他の自費	実費(個別のレクリエーション費、おむつや衛生用品等)

※通院介助は別途費用がかかります。ご相談ください。

ご利用料金 試算

初月

基本料金
円

+

加算料金(初期加算含む)
円

-

減算料金
円

=

月々の負担額
円

31日目以降

基本料金
円

+

加算料金(初期加算なし)
円

-

減算料金
円

=

月々の負担額
円

★ 上記金額に、宿泊料や食事の費用が回数に応じて別途かかります。 ★医療保険で訪問看護をご利用の場合は、別途訪問看護利用料金が発生します。

通い

回/月

+

昼食 食/月

+

お弁当 食/月

=

円/月

泊り

食事の回数(朝食 回/昼食 回/夕食 回)

+

宿泊費(3,000円)

=

円

×

回数

日

=

円/月